

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当天的翌日を除く)

目次
◇規則 畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則

規 則

畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則をここに公布する。

昭和四十三年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十七号

畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、酪農又は肉用牛生産の振興を図ることが必要かつ適当な県内の地域に県の所有する乳用雌牛又は肉用雌牛(以下「雌牛」という。)を計画的かつ集団的に導入する事業について必要な事項を定め、もつて酪農及び肉用牛生産の主産地化並びに酪農経営及び肉用牛生産経営の発展に資することを目的とする。

(雌牛の導入)

第二条 知事は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる雌牛の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合する地域(以下「事業実施地域」という。)をその区域に含む市町村及び事業実施地域内で農業を営む個人(以下「農業者」という。)又は事業実施地域内に主たる事務所を有する農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)と締結する雌牛の導入に関する契約(様式第一号)により、雌牛を農業者又は農業生産法人に導入し、一定の期間飼養管理させるものとする。

一 乳用雌牛 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画を作成した市町村又は同法第三条第一項の規定による指定に係る集約酪農地域内の市町村で、当該市町村の区域内において酪農の経営を行なう農業者又は農業生産法人の大部分が原則として直接又は間接に加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第六条第一項の規定により知事が指定した生乳生産者団体に対し、生乳の販売を委託していること。

二 肉用雌牛 肉用牛振興対策の実施について(昭和四十一年五月三十日付四十一番B第二千二百三十三号農林省畜産局長通達)に基づき、知事の指定する和牛改良地域又は和牛増殖地域である市町村(雌牛の導入を受けることができる者)

第三条 前条の規定により雌牛の導入を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 乳用雌牛の導入を受けようとする者にあつては、その者が飼養する

成牛頭数(当該導入を受けようとする者が農業生産法人である場合は、その飼養頭数を常時雇用する従事者の数で除して得た頭数)が一頭以上五頭以下であつて酪農振興法第二条の三第一項の規定による認定に係る酪農近代化計画に定める近代的酪農経営方式の指標に即した酪農経営方式を有し、かつ、五年以内にその達成が確実である者であること。ただし、現に成牛を飼養しない者で、草地改良事業又は開拓パイロット事業の実施地域で今後大幅な酪農の発展が期待できる地域にある者にあつては、この限りでない。

二 肉用雌牛の導入を受けようとする者にあつては、その者が飼養する成牛頭数の拡大のための適正な肉用牛生産経営計画を有し、かつ、五年以内にその達成が確実である者であること。

三 前二号に掲げるもののほか、農業近代化資金制度等の制度による雌牛の導入が困難であり、又は他の制度によつては第一号の酪農経営計画又は前号の肉用牛生産経営計画の達成が困難である者であること。

(導入頭数)

第四条 単年度における雌牛の導入頭数は、二頭以内とする。ただし、農業生産法人又は放牧等により省力飼養を行なう者に対する単年度における雌牛の導入頭数については、この限りでない。

2 乳用雌牛の導入頭数は、六頭(農業生産法人に対する乳用雌牛の導入頭数は、六頭に常時雇用する従事者の数を乗じて得た頭数)から初度導入の時におけるその者の飼養頭数を差し引いて得た頭数以下とする。

3 一事業実施地域に係る単年度における導入頭数は、原則として乳用雌牛及び肉用雌牛ごとにそれぞれおおむね五十頭以上とする。

(申請等)

第五条 雌牛の導入を受けようとする者は、雌牛導入申請書(様式第二号)に経営計画(様式第三号)を添付し、市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、これを事業実施地域ごとにとりまとめ、雌牛導入事業実施申請書(様式第四号)を知事に提出するものとする。

(決定及び通知)

第六条 知事は、前条第二項の規定により、市町村長から雌牛導入事業実施申請書の提出があつたときは、当該雌牛導入事業実施申請書について詳細な審査を行なつて雌牛を導入することの適否を決定し、その旨を当該市町村長に通知するものとする。

(契約の締結)

第七条 知事は、前条の規定により雌牛を導入することを適当と決定したときは、農業者又は農業生産法人及びこれらの者の住所地を管轄する市町村長と雌牛の導入に関する契約を締結するものとする。

(雌牛の引渡し)

第八条 雌牛の引渡しは、知事の指定する期日及び場所において行なうものとする。

2 前項の規定により雌牛の引渡しを受けた者は、雌牛受領証(様式第五号)を市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

(雌牛の導入を受けた者の義務)

第九条 雌牛の導入を受けた者は、当該雌牛を五年間善良な管理者の注意をもつて飼養管理しなければならない。

2 雌牛の導入を受けた者は、当該雌牛を農業災害補償法(昭和二十二年

法律第八十五号) 第八十三条第三号に規定する家畜共済に附さなければならぬ。

(市町村長の義務)

第十条 市町村長は、雌牛の導入を受けた者に対し、雌牛の飼養管理を適正に行なうよう指導しなければならない。

2 市町村長は、知事が雌牛の飼養管理について、雌牛の導入を受けた者に必要な措置をとることを命じたときは、これに従い必要は指導を行わなければならない。

3 市町村長は、第八条の規定により雌牛の引渡しを受けた日の属する年度から起算して第六年度目における事業の実績を雌牛導入事業、実績報告書(様式第六号)により知事に報告しなければならない。

(報告義務)

第十一条 雌牛の導入を受けた者は、第九条第一項の規定により当該雌牛を飼養管理する期間において、当該雌牛について、盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があつたときは、遅滞なく、導入雌牛事故状況報告書(様式第七号)により市町村長を経由して、知事に報告しなければならない。この場合において、市町村長は、雌牛についての当該雌牛の導入を受けた者の飼養管理の状況をあわせて報告するものとする。

(譲渡)

第十二条 知事は、第二条の規定により、農業者又は農業生産法人が雌牛を一定期間善良な管理者の注意をもって飼養管理したときは、当該期間満了後農業者又は農業生産法人に雌牛を導入したときの時価に相当する対価をもつて譲渡するものとする。

(廃用処分)

第十三条 知事は、導入した雌牛が疾病、負傷その他特別の理由により廃用処分にする必要があるときは、当該雌牛を廃用処分に付するものとする。この場合において当該廃用処分により県が導入したときの時価に相当する額を上まわる収入を生ずるときは、その超過額を当該廃用処分に係る雌牛の導入を受けていた者に対して交付するものとする。

(契約の解除)

第十四条 知事は、雌牛の導入を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、雌牛の導入に関する契約を解除するものとする。

一 第三条各号の一に掲げる要件を欠くこととなつたとき。

二 第九条の規定に違反した場合において、その者に雌牛の飼養管理を継続させることが不適当であると知事が認めるとき。

(損害賠償)

第十五条 飼養期間中に雌牛について、盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があつた場合において、当該事故が導入を受けた者の責めに帰すべき理由によるときは、導入を受けた者は、県に対し、その損害を賠償しなければならない。

(対価等の納入)

第十六条 第十二条の規定による譲渡の対価及び前条の規定による賠償金は、知事の発行する納入通知書により納入するものとする。

(台帳の備付け)

第十七条 知事及び市町村長は、導入雌牛管理台帳(様式第八号)を備え、雌牛に関する記録を整備するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(雌牛の無償貸付け及び譲渡に関する規則の廃止)

2 雌牛の無償貸付け及び譲渡に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十五号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により貸付けしている雌牛については、なお従前の例による。

様式第1号

雌牛の導入に関する契約書

鳥取県（以下「甲」という。）、〇〇〇市町村（以下「乙」という。）及び農業者（農業生産法人）〇〇〇（以下「丙」という。）は、雌牛の導入について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲がこの契約により丙に導入する雌牛は、次の表のとおりとする。

導 入 番 号		
名 前		
品 種		
生 年 月 日		
特 徴		
登 録 番 号		

第2条 甲に乙及び丙は、畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則（以下「規則」という。）に定めるところに従い、この契約を誠実に履行するものとする。

第3条 雌牛の飼養管理に要する費用は、丙の負担とし、その果実は、丙に帰属するものとする。

2 丙は、規則第3条第1号に規定する酪農経営計画又は同条第2号に規定する肉用牛生産経営計画の達成に努めなければならない。

3 丙は、知事又は市町村長が雌牛の飼養管理について必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

第4条 丙がこの契約により第1条に規定する雌牛を飼養管理しなければならない期間は 年

月 日から 年 月 日までとする。

第5条 前条の期間満了後、甲が丙に対し雌牛を譲渡する場合の譲渡対価は、次のとおりとする。

導 入 番 号		
譲 渡 対 価		

第6条 丙は、雌牛の廃用処分に伴う損害賠償金又は譲渡対価を甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

第7条 丙は、前条の損害賠償金又は譲渡対価を納期日までに納入しないときは、当該納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ当該損害賠償金又は譲渡対価につき日歩る銭の割合で計算した額の延滞金を甲に納入するものとする。

第8条 この契約に関して生じた紛争については、当事者間において誠意ある協議を行なつたうえ、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

印

乙

印

丙

印

様式第2号

雌 牛 導 入 申 請 書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

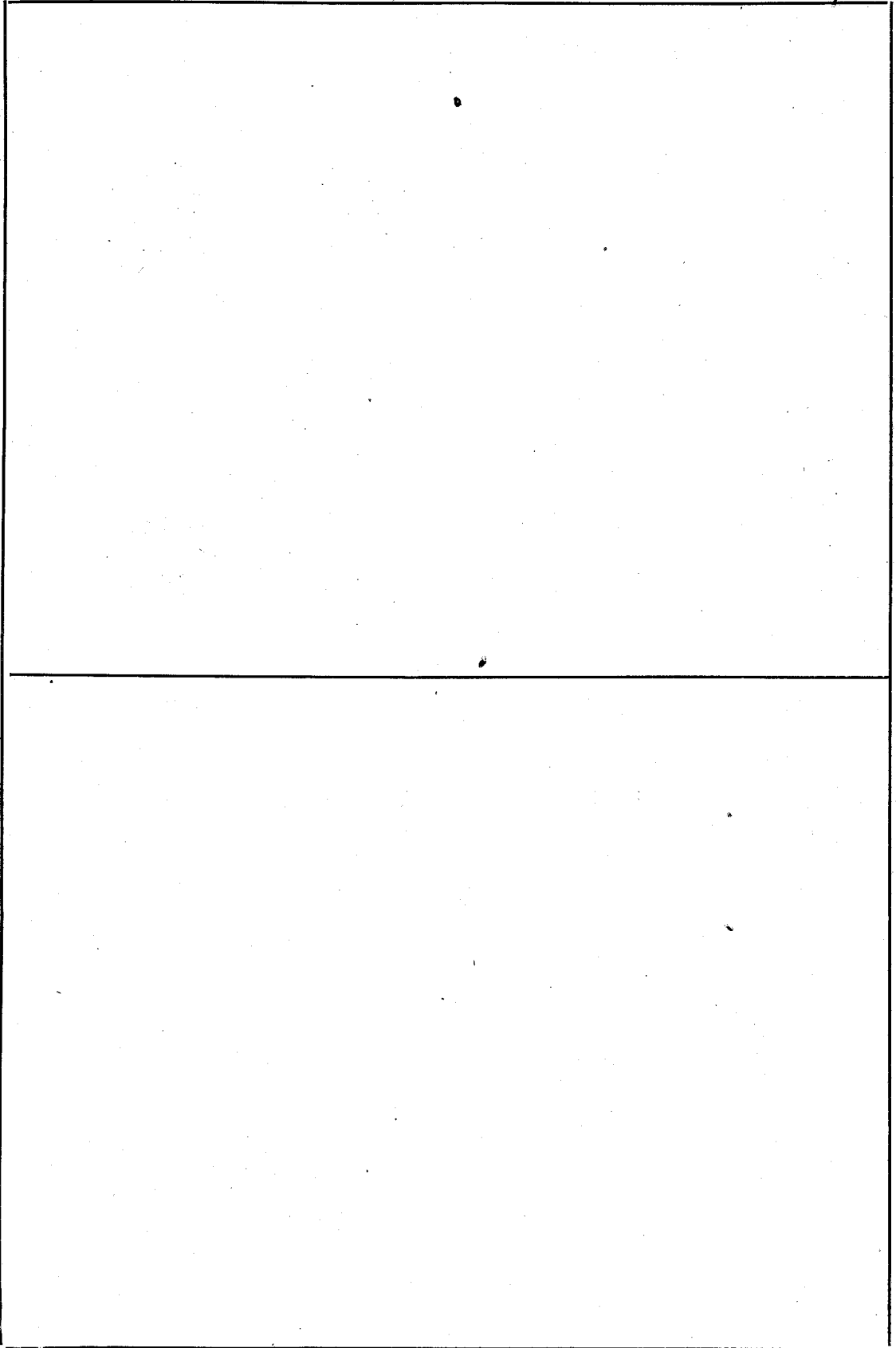
氏 名

印

畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則第5条第1項の規定により、下記により雌牛の導入を受けたいので、同規則に定めるところを承諾のうえ酪農（肉用牛生産）経営計画書を添えて申請します。

記

- 1 雌牛の品種及び頭数
- 2 飼養管理場所



様式第3号

酪農(肉用牛生産)経営計画

番 号 _____ 氏 名 _____

1 農業労働力

(個人) 農業従事者氏名 (法人) 常時従事者氏名	現 在	
	年 齢	経 験 年 数

3 経営農用地面積

区 分	現 在	初年度計画	計画期間終了 翌年度の計画	
				ha
耕 地	一毛作田			
	二毛作田			
	普通畑			
	飼料畑			
	樹園地			
小 計				
草 地	人工草地			
	自然草地			
	小 計			
その他 (共有草地等)				
合 計				

4 畜舎等施設

区 分 (名 称)	現 在		計 画 終 了 後	
	構造、型式 能 力	面積又は 台 数	構造、型式 能 力	面積又は 台 数
畜 舎				
サ イ ロ				
主 な 農 業 用 機 械				

2 飼養規模拡大計画

区 分	現在頭数	計画初年 度末頭数	計画期間 終了時頭数
成牛(24箇月以上)			
育 成 牛			
計			
うち 経産牛頭数			

5 自給飼料の生産

項 目	初 年 度 計 画		計 画 期 間 の 終 了 計 画	
	作 付 延 面積	10a 当 たり 収 量	作 付 延 面積	10a 当 たり 収 量
自給飼料名	ha	kg	ha	kg
計				

(注) 雌牛の頭数について記入すること。

裏面

様式第4号

雌牛導入事業実施申請書

番 号

年 月 日

鳥取県知事 殿

市町村長

畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則第5条第2項の規定により、下記地域において雌牛導入事業を実施していただきたく、別紙雌牛導入事業実施計画書を添えて申請します。

記

事業実施地域名

[Faint, illegible text in the upper section of the page]

[Faint, illegible text in the lower section of the page]

別 紙

雌 牛 導 入 事 業 実 施 計 画 書

1 事業実施地域並びに市町村の概況及び計画

	事業実施地域名	年度区分	導入を受ける 農業者(農業生 産法人)の数	導 入 雌 牛		飼 養 家 養 農 家 数	飼 養 頭 数	飼 養 家 農 家 率	1 戸 当 たり 飼 頭 養 数	飼 料 作 付 面 積	
				品 種 名	頭 数					耕 地	草 地
乳 用 (肉用雌牛)	〇 〇 〇 地 域	現 在									
		計 画									
	〇 〇 〇 地 域	現 在									
		計 画									
	市 町 村 計	現 在									
		計 画									

(注) 年度区分の現在欄には事業開始年度当初の状況、計画欄には事業開始年度から起算して第6年度目の年度末の目標数を記入すること。

2 導入を受ける者の概況及び計画

事業実施 地域名	番号	導入を受ける者の氏名又は名称	年度区分	導 入 頭 数	農 業 従 事 者 数	飼 養 頭 数		飼 料 作 付 面 積	
						成 牛	育 成 牛	耕 地	草 地
〇 〇 〇 地 域	1		現 在						
			計 画						
	2		現 在						
			計 画						
	3		現 在						
			計 画						

(注) 年度区分の現在欄には雌牛導入時の状況、計画欄には導入時から起算して第6年度目の年度末の目標数を記入すること。

裏面参照

様式第5号

雌 牛 受 領 証

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名



年 月 日付鳥取県指令受畜第 号で導入通知のあつた、次の雌牛を受領
しました。

家 畜 番 号	品 種	名 号	生 年 月 日

様式第6号

雌牛導入事業実績報告書

番 号

年 月 日

鳥取県知事 殿

市町村長



雌牛導入事業を下記の地域において実施しましたので、その実績を畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則第10条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

記

事業実施地域名

別 紙

雌 牛 導 入 事 業 実 績 報 告 書

1 事業実施地域及び市町村の実績

	事業実施地域名	年度区分	農 家 戸 数	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 農 家 数	1 戸 当 たり 飼 養 頭 数	年 間 生 産 量
乳 用 雌 牛 (肉 用 雌 牛)	〇 〇 〇 地 域	〇 〇 年 度						
		現 在						
	〇 〇 〇 地 域	〇 〇 年 度						
		現 在						
	市 町 村 計	〇 〇 年 度						
		現 在						

(注) 1 年度区分の〇〇年度欄には事業開始年度当初の状況を、現在欄には事業開始年度から起算して第6年度目の年度末の実績を記入すること。

2 年間生産量は、乳用雌牛については生乳生産量、肉用牛については、子牛生産頭数とする。

2 導入を受けた者の実績

事業 実施 地域名	番号	導入を受けた者の氏名又は名称	年 度 区 分	導 入 頭 数	農 業 従 事 者 数	飼 養 頭 数	
						成 牛	育 成 牛
〇 〇 地 域	1		〇 〇 年 度				
			現 在				
	2		〇 〇 年 度				
			現 在				
	3		〇 〇 年 度				
			現 在				
	4		〇 〇 年 度				
			現 在				

(注) 年度区分の〇〇年度欄には雌牛導入時の状況を、現在欄には導入時から起算して第6年度目の年度末の実績を記入すること

昭和43年3月30日

様式第7号

導入雌牛事故状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名

㊦

畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則に基づき導入を受けている雌牛について、
下記のとおり事故があつたので報告します。

記

1 事故のあつた雌牛

家 畜 番 号	品 種	名 号	生 年 月 日

2 事故の種類

3 事故があつた理由

(注) 盗難又は失そうの場合にあつてはこれを証するに足る書類、疾病又は死亡の場合にあつては獣医師の診断書又は検案書を添付すること。

